

三重県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、三重県と厚生労働省三重労働局（以下「三重労働局」という。）が相互に連携し、雇用に関する施策を効果的に実施することにより、三重県の雇用情勢の改善、経済の活性化と県民生活の向上を実現することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 三重県及び三重労働局は、前条の目的を達成するため、連携して事業を実施するものとし、特に次の項目について重点的に取り組む。

- (1) 若年者の就労支援
- (2) 障がい者の雇用促進

(運営協議会)

第3条 三重県及び三重労働局は、前条に定める事業の実施について、事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況を評価するため、共同で運営協議会を設置するものとする。

- 2 運営協議会の設置について必要な事項は、別途定めるものとする。
- 3 事業計画及び具体的な取組、実施方法は毎年定めるものとする。

(要請等)

第4条 三重県知事及び三重労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

- 2 三重県知事及び三重労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、三重県及び三重労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、三重県及び三重労働局において協議し、定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、三重県知事及び三重労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月26日

三 重 県 知 事

鈴木 英敬

厚生労働省三重労働局長

川口 達三